

## 令和5年2月 定例教育委員会 会議録 要旨

### 1 日 時

令和5年2月24日（金）

開会 午前9時30分 閉会 午前12時8分

### 2 場 所

市役所西館 2-6 会議室

### 3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 荒牧委員 飯盛委員 白木原委員 吉田委員 永野委員 梶原委員

欠席者 なし

### 4 会議出席職員

池田教育部長 秀島学校教育担当部長 高塚教育総務課長 楠田保育幼稚園課長 空閑生涯学習課長 吉岡文化課長 西教育総務課副課長 於保保育幼稚園課副課長 福元生涯学習課副課長 田久保文化課副課長 土井教育総務課庶務係長 永田文化課文化財保護係長

### 5 傍聴者

0名

### 6 教育長の報告事項

- ・ 5日に「第28回高田保馬博士をたたえる会」が3年ぶりに開催された。高田保馬さんの生き方や人に対する思いやりの心や優しさ、また、諦めないところを子どもたちはしっかり学んで、自分の夢や志に反映させるような作文発表もあり、改めて高田保馬さんの功績を知ることができた。
- ・ 郡市対抗県内一周駅伝大会では小城市チームが3日連続の日間賞ということで完全優勝を遂げて11連覇を達成された。いろいろな意味で次につながるいい結果になったと思う。
- ・ 1日、全体朝礼。
- ・ 2日、私立高校一般入試、第2回中林梧竹記念館協議会、第2回小城市歴史資料館協議会、第63回郡市対抗県内一周駅伝大会小城市結団式。
- ・ 3日、経営戦略会議、東部管内教育長協議会、第5回教育支援委員会。
- ・ 4日、土曜授業。
- ・ 5日、第28回高田保馬博士をたたえる会。
- ・ 7日、校長面談（～9日）、課長副課長会議、いじめ問題専門委員会。
- ・ 8日、県立高校特別選抜入試、教育委員自主研修（太宰府市）
- ・ 9日、学校給食運営委員会（小城）
- ・ 10日、東部管内定例教育長協議会。
- ・ 13日、文化財保護審議会答申、市長表敬訪問。
- ・ 14日、小城式観光ビジョン推進協議会総会、いじめ問題対策連絡協議会、市長表敬訪問。
- ・ 15日、定例校長会。
- ・ 16日、当初予算勉強会、小城市児童生徒安全確保推進会議（書面）。
- ・ 17日、第63回郡市対抗県内一周駅伝大会（～19日）、東部管内教育長協議会、市長表敬訪問。
- ・ 21日、課長副課長会議、不当要求責任者講習。
- ・ 22日、社会人権・同和教育協議会役員会、市長表敬訪問。

- ・24日、定例教育委員会。
- ・以下予定、3月1日から23日まで令和5年第1回小城市議会定例会
- ・7、8日、県立高校一般選抜入試。
- ・10日、中学校・芦刈観瀾校卒業式。
- ・17日、小学校卒業式。

**【結果】**

承認

**7 議 事**

第1 議決事項

**【会議録】**

教育委員会の会議録について（公開）

**【結果】**

承認

**【議案第21号】**

小城市立中学校の部活動指導員の設置に関する要綱

◇教育総務課長が説明

1月の定例教育委員会において、ご指摘いただいたので再度提案をさせていただく。

前回の指摘事項への対応ということで、第4条第6項、第5条の第1項、第2項の「その」については、文章的に問題がないため削除をしている。

5条第2項の後段の「その」は、文章的にも残しておいたほうが良いということで、そのまま残している。

第3項の部分についても、残している。これも、文章的に必要と判断したため。

また、第7条の部分だが、これは違反したときというところで、これは文章の中で、サービスに対して違反した場合に、解職の対象となるという表現をしているので、修正しないでこのままいきたいと思っている。

また、県内他市の要綱についても同様の表現をされているということ。

また、様式第2号については、教員の免許に有効期限がないということだったので、この有効期限という部分を削除している。

第3号と第5号の様式について、「小城市教育員会」になっていた「委員」の「委」が抜けていたので、この分は挿入をしている。

**【結果】**

承認

**【議案第22号】**

小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、教育委員会への付議事項及び報告事項について規定するため、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する必要があるため。

まず、第2条、「幼児教育審議会委員」、これは審議会条例が廃止されていたので、この分を削除している。

また、第3条に「臨時に代理」の文言があったが、これを改正後には第2条第2項と第3項へ入れ込んでいる。

また、第3条の委任事務を整理している。

**【結果】**

承認

**【議案第23号】**

小城市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、小城市学校適応指導教室の名称を変更するため、小城市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する必要があるため。

現行の「小城市学校適応指導教室設置要綱」としているところを、「小城市子ども支援センターほたる設置要綱」へと名称を変更している。

また、学校適応指導教室が子ども支援センターほたるへと名称を変更したことに伴い、条文を整理している。

**【結果】**

承認

**【議案第24号】**

小城市重要文化財の指定について

◇文化課長が説明

まず1点修正だが、3枚目の写真の説明に「玉状土製品」と載っているが、これを「牙状土製品」に修正をお願いしたい。

提案理由は、小城市文化財保護審議会から答申があった文化財の小城市重要文化財の指定について、小城市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定するもの。

石木中高遺跡から出土した土偶及び附土製品2点についてだが、土偶としては、佐賀県内出土の3例目の資料であり、全国的に見ても、最終段階の土偶とされている。縄文時代から弥生時代への転換期の貴重な資料として、また、小城市の弥生時代早期の様相を知る上で附土製品とともに、後世へ継承していくべき考古資料であり、小城市重要文化財として十分価値を有するものと認めるとご答申をいただいている。

**【結果】**

承認

**【議案第25号】**

小城市重要文化財の指定について

◇文化課長が説明

小城市文化財保護審議会から答申があった文化財の小城市重要文化財の指定について、小城市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定するもの。

丁永遺跡から出土した連弧文昭明鏡、それと附6号甕棺1点、碧玉製管玉1点、供献土器1点についてだが、小城市周辺では明らかにされていなかった弥生時代後期の有力者の存在を明らかにするとともに、弥生時代中期に隆盛を迎える土生遺跡一帯の集落が弥生時代中期末にかけて衰退する一方で、弥生時代後期の中心的な集落域が、北方の丁永遺跡群へと移っている過程が見て

取れる。連弧文昭明鏡及び附6号甕棺、碧玉製管玉、供献土器は、長く後世へ継承していくべき考古資料であり小城市重要文化財として、十分価値を有するものと認められると答申をいただいている。

**【結果】**

承認

**第2 報告事項**

**【報告第38号】**

小城市学校長等教職員研究事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

◇教育総務課長が説明

報告理由としては、補助金額を変更し、申請書及び実績報告書に関する押印を廃止したため。

現行の小城市校長会への補助金が1校当たり2,000円としているところを、改正後では1校当たり1,000円とし、現行の小城市教頭会及び教務主任会が1校当たり1,200円としているところを、改正後では、1校当たり600円と変更を行っている。

**【結果】**

了承

**【報告第39号】**

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

◇保育幼稚園課長が説明

佐賀県の保育所等給食費支援事業費補助金交付要綱において、補助対象経費の給食費収入見込額積算における3号認定児童ということで、保育所部分の0歳から2歳部分になるが、給食費の単価が変更されたことに伴い、小城市の補助金交付要綱の一部を改正するもの。

第8条、第9条については、令和4年度のみ事業ということで、規定をしていたが、佐賀県においては来年度も行うということだったため、その部分を修正している。

補助基準額の3行目の「児童1人あたり」の平仮名を漢字の「当たり」に修正をしている。

別紙1-2と別紙3-2については、7,500円を5,500円に修正ということで、佐賀県からあっている。

別表4-2も同じところ。

こちらは、補助金を県としてはつくってあるが、7,500円では対象になる園が少ないということで、基準額を下げて、補助金をより出せるようにということで改正をされているので、それに準じて小城市も改正をしたところ。

**【結果】**

了承

**【報告第40号】**

小城市認定こども園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則等について

◇保育幼稚園課長が説明

理由としては、子ども・子育て支援法の改正に伴い改正をするもの。認定こども園一時預かり保育実施規則及び小城市立保育所等延長保育実施規則についても、改正内容が一緒のため、併せてご説明をさせていただく。

認定こども園管理及び運営に関する規則でご説明をすると、2条の第1号のところ、1号認

定子ども、子ども・子育て支援法において、第 19 条第 1 項第 1 号となっているものが、第 1 項が削除になり、第 19 条第 1 号、その下に第 2 号という形で、第 1 項が 3 件とも同様の改正となっている。

**【結果】**

了承

**8 その他**

(1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

①小城市母子寡婦福祉連合会「「今日も明日も負け犬」上映会」後援申請。

②TOSS佐賀「第 11 回教え方セミナーin佐賀」後援申請。

③小城少年少女合唱団「第 28 回小城少年少女合唱団定期発表会」後援申請。

④小城市サッカー協会「第 15 回小城市津の里モーモーカップ少年サッカー大会」後援申請。

⑤佐賀県バレーボール協会「令和 5 年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会佐賀県ラウンド」後援申請。

以上後援 5 件の承認。

**【結果】**

了承

(2) 令和 5 年度小城市育英学生候補者選考委員会の日程について

◇教育総務課長が説明

開催予定日時としては、令和 5 年 4 月 11 日火曜日、13 時 15 分から、市役所西館大会議室のほうで行うので、ご出席のほうをよろしく願います。

また、下の表については、教育委員会内のイベントをカレンダーにしているので、そのほかの予定のほうもよろしく願います。

**【結果】**

了承

(3) 令和 4 年度卒業証書授与式及び令和 5 年度入学式について

◇教育総務課長が説明

卒業式については、3 月 10 日金曜日と 3 月 17 日金曜日、入学式については、4 月 11 日火曜日と 4 月 12 日水曜日となっているので、教育委員の皆様のご出席をよろしく願います。

**【結果】**

了承

(4) 社会教育委員との意見交換会の開催について

◇生涯学習課長が説明

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第 4 回の社会教育委員の会議を中止したことに伴い、教育委員の皆様と社会教育委員との意見交換会も中止をしている。今年度は第 4 回の社会教育委員の会議を 3 月 22 日水曜日に予定しており、会議終了後、教育委員の皆様と意見交換会を行いたいと考えている。ご出席よろしく願います。

**【結果】**

了承

(5) 「本野克彦コレクション展～梧竹・小城へのまなざし～」開催要項について

◇文化課長が説明

幼少期を小城で過ごされた本野克彦様から、生前、中林梧竹の作品をはじめ、郷土に関する歴史資料、美術品を多数寄贈や寄託をいただいている。また、亡くなった後は本人の遺志を引き継ぐ形で、ご遺族様から寄託作品 188 点をお預かりしていたものを寄贈していただいた。

今回、「本野克彦コレクション展～梧竹・小城へのまなざし～」と題し、寄贈を受けた作品を展示し、その功績の一端を紹介する運びとなっている。会期については、3月18日から9月3日の日曜日の期間を2期に分けて開催する。

1期目は3月18日から5月28日、2期目を6月3日から9月3日としている。そこで会期にはじまり寄贈いただいたご遺族をお招きし、ご功績に対する市民栄誉賞の表彰及びオープニングセレモニーを予定している。

委員の皆様には、来週にはご案内通知をお届けするが、3月18日土曜日、午前10時から桜城館の2階中林梧竹記念館のほうにて、市民栄誉賞の表彰及びオープニングセレモニーを開催したいと思っている。ご出席のほどよろしくお願ひしたい。

**【結果】**

了承

**9 次回定例教育委員会開催日程及び場所**

◇定例会

【日 時】 3月28日（火） 午前9時30分～

【場 所】 小城市役所 西館2階2-6 大会議室

**10 議事【非公開】**

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（非公開）

【承認】

【議案第26号】

令和5年第1回小城市議会定例会における教育委員会所管議案について

【承認】

【議案第27号】

小城市立小中学校教職員の人事異動について

【承認】

第2 協議事項

【協議第10号】

就学援助（準要保護）の認定について

【了承】

第3 報告事項

【報告第41号】

就学援助の認定について

【了承】

【報告第42号】

特別支援就学奨励費の認定について

【了承】